

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20220310製局第1号
令和4年3月23日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長

経済産業省製造産業局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び警察庁警備局長から令和4年3月9日付け警察庁丙組組企発第150号、警察庁丙備企発第121号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、令和4年3月9日付け外務省告示第106号及び令和4年3月9日付け国家公安委員会告示第16号により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正されたことから、それを周知するものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機密性 1

警察庁丙組組企発第 150 号
警察庁丙備企発第 121 号
令和 4 年 3 月 9 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 158）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和 4 年 3 月 9 日付け外務省告示第 106 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件」（令和 4 年 3 月 9 日付け国家公安委員会告示第 16 号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I L その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>1. ～681. [略]</p> <p><u>682.</u> 削除</p>	<p>(別表)</p> <p>1. ～681. [同左]</p> <p><u>682.</u> アブド・アル・マリク・ムハンマド・ユスフ・ウスマン・アブド・アル・サラーム (別名：(a)アブド・アル・マリク・ムハンマド・ユスフ・アブド・アル・サラーム (b)ウマル・アル・カタリ (c)ウマル・アル・タイヤール)</p> <p>'ABD AL-MALIK MUHAMMAD YUSUF ' UTHMAN ' ABD AL-SALAM</p> <p>(original script: عبدالمك محمد يوسف عثمان عبد السلام)</p> <p>(a. k. a.: (a)'Abd al-Malik Muhammad Yusif 'Abd-al-Salam (b)'Umar al-Qatari (c)'Umar al-Tayyar)</p> <p>称号：不明</p> <p>役職：不明</p> <p>生年月日：1989 年 7 月 13 日</p> <p>出生地：不明</p> <p>国籍：ヨルダン</p> <p>旅券番号：ヨルダン旅券番号 K475336 (2009 年 8 月 31</p>

683. ～745. [略]

746. 削除

日発行、2014年8月30日失効)

ID番号：不明

住所：不明

国連制裁委員会による指定日：2015年1月23日(2019年5月1日及び2021年3月23日に改訂)

その他の情報：アル・カーイダ(166.に指定した団体)及びレバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線(644.に指定した団体)に対して、資金、物資及び技術支援を提供する便宜提供者。国連安全保障理事会決議第2253号(2015年)に基づく見直しは2019年2月21日に終了した。同人に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：
<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

683. ～745. [同左]

746. ナーイフ・サーリフ・サーリム・アル・カイシー(別名：
(a) ナーイフ・サーレハ・サーレム・アル・カイシー(b)
ナイフ・アル・ガイシー)

NAYIF SALIH SALIM AL-QAYSI (a. k. a. : (a)Naif Saleh

Salem al Qaisi (b)Nayif al-Ghaysi)

称号：不明

役職：不明

生年月日：1983年

出生地：Al Baydah Governorate, Yemen

国籍：イエメン

ID番号：不明

旅券番号：イエメン旅券番号 04796738

住所：(a) Al-Baydah Governorate, Yemen (b) Sana'a, Yemen
(過去の所在地)

国連制裁委員会による指定日：2017年2月22日

その他の情報：アラビア半島のアル・カーイダ（AQAP）
（562. に指定した団体）の幹部及び資金支援者である。
イエメンの al-Bayda Governorate での同団体の勢力拡大を支援した。2015年、イエメンにおける同団体の軍事作戦計画に関与し、同団体の訓練キャンプに資金提供をした。

747. ～792. [略]

747. ～792. [同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○ 国家公安委員会告示第十六号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

令和四年三月九日

国家公安委員会委員長 一之湯 智

- 1 氏名 アブド・アル・マリク・ムハンマド・ユスフ・ウスマン・アブド・アル・サラーム（'ABD AL-MALIK MUHAMMAD YUSUF 'UTHMAN 'ABD AL-SALAM

(original script: عبدالمك محمد يوسف عثمان عبد السلام))

名簿に記載された年月日 2015年1月23日（2019年5月1日及び2021年3月23日に改訂）

名簿記載者公告番号 QI-219

- 2 氏名 ナーイフ・サーリフ・サーリム・アル・カイシー（NAYIF SALIH SALIM AL-QAYSI）

名簿に記載された年月日 2017年2月22日

名簿記載者公告番号 QI-274